

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第十八号

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、六〇七人」を「二、五五一人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七六〇人」を「四、七四五人」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。